

従業員の  
こころの負担が  
積み重なる前に。



事業者ならびに産業保健スタッフの皆様へ

## 2015年12月から ストレスチェックの実施が 義務<sup>\*</sup>になります。

※従業員50人未満の事業場については当分の間、努力義務です。  
職場のメンタルヘルス対策として積極的に推進しましょう。

働く人のメンタルヘルス不調を防いで、  
イキイキした職場環境を実現しましょう。

事業者の方々は、ストレスチェックの実施には以下の点に注意してください。

- ☑ ストレスチェックは、医師・保健師などが実施します。
- ☑ ストレスチェックの結果は、従業員の同意がなければ事業者に提供することは禁止されています。
- ☑ ストレスの高い従業員から申し出があった場合、医師による面接指導を行います。
- ☑ 面接指導の結果、医師の意見を聞き、必要に応じて働き方への配慮をしましょう。

### 改正労働安全衛生法に基づく、ストレスチェック制度とは？

平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、**ストレスチェック**と**面接指導**の実施等を義務づける制度が創設されました。

今回新たに導入されるストレスチェック制度は、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気付きを促し、**個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減**させるとともに、検査結果を集団ごとに集計・分析し、職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげることで、ストレスの要因そのものも低減させるものであり、さらにその中で、メンタルヘルス不調のリスクの高い者を早期に発見し、**医師による面接指導**につなげることで、**労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止する取組**です。(平成27年12月1日施行)

#### 【お問合せ】

宮崎労働局労働基準部健康安全課 0985 - 38 - 8835

宮崎労働基準監督署 0985 - 29 - 6000 延岡労働基準監督署 0982 - 34 - 3331

都城労働基準監督署 0986 - 23 - 0192 日南労働基準監督署 0987 - 23 - 5277

## ストレスチェック制度の概要

労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度に関する検討会報告書（平成 26 年 12 月 17 日）に基づいた内容を含みます。


### ストレスチェックの実施

・常時使用する労働者に対して、ストレスチェックを実施することが**事業者の義務** となります。

ストレスチェックとは、事業者が労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査をいいます。

従業員数 50 人未満の事業場、当分の間努力義務となります。

・ストレスチェックの実施の頻度は、1 年ごとに 1 回となる予定です。

・ストレスチェックの調査票には、「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」及び「周囲のサポート」の 3 領域を全て含める予定です。どのような調査票を用いるかは事業者が自ら選択可能ですが、国では標準的な調査票として「[職業性ストレス簡易調査票\(57 項目\)](#)」を推奨する予定としています。

・ストレスチェックの結果は実施者から直接本人に通知し、本人の同意がない限りは**事業者**に提供してはいけません。

### 面接指導の実施

・ストレスチェックの結果の通知を受けた労働者のうち、高ストレス者として面接指導が必要と評価された労働者から申出があったときは、医師による面接指導を行うことが**事業者の義務**になります。

・事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、**就業上の措置**を講じる必要があります。

### 集団分析の実施

・職場の一定規模の集団（部、課など）ごとのストレス状況を分析し、その結果を踏まえて職場環境を改善することが事業者の努力義務になる予定です。

### 労働者に対する不利益取扱いの防止

・面接指導の申出を理由として労働者に不利益な取扱いを行うことは法律上禁止されます。

・このほか、ストレスチェックを受けないこと、事業者へのストレスチェックの結果の提供に同意しないこと、高ストレス者として面接指導が必要と評価されたにもかかわらず面接指導を申し出ないことを理由とした不利益な取扱いや、面接指導の結果を理由とした解雇、雇止め、退職勧奨、不当な配転・職位変更等も行ってはいけないとすることが想定されています。